

事故復旧に係る指示書

(参考例)

事故復旧対応者 様

事故処理番号: R6- 1

坂戸市●●X-X(〇〇橋)付近で発生した事故に伴う復旧について、下記の通り復旧を指示します。なお、部材交換など二次製品を使用する場合は、復旧工事施工前に部材資料を提出願います。坂戸市にて資料確認後、問題等なければ改めて坂戸市確認印を押印した指示書を交付するため、復旧工事の着手は押印済み指示書の交付後から施工願います。

●復旧に係る指示内容

☑ ガードレール復旧

- 傷・汚れ補修
- 袖交換 … 1個
- ビーム交換 … 1枚
- 支柱交換(基礎補修含む) … 1本

☐ カーブミラー・標識等復旧

- 傷・汚れ補修
- 面・標識交換
- 支柱交換(基礎補修含む)

☐ 縁石復旧

- 傷・汚れ補修
- 再利用復旧(据え直し)
- 部材交換

☐ 反射鏡・ポストコーン等復旧

- 再利用復旧(据え直し)
- 部材交換

☐ 側溝等復旧

- 傷・汚れ補修
- 蓋交換
- 躯体交換

◆基礎等の復旧に伴う影響範囲の組成

- 一般組成歩道
(舗装:細粒度アスコン-5cm/路盤RC40-10cm)
- 一般組成車道
(舗装:再生密粒度アスコン-5cm/上層路盤:RM40-15cm/下層路盤:RC40-20cm)
- その他
()

☑ その他復旧・備考など

(隣接する側溝〇mの交換復旧)

● その他特記事項など

()

- ※1 施工時には、上記指示で示した内容(数量等)について不足なく出来高(施工内容)を満たすこと。
- ※2 指示内容と現地施工に乖離がある場合は、坂戸市と確認・調整を行うこと。
- ※3 二次製品を使用する場合、施工図(平面図・構造図等)及び使用する部材の資料(カタログ・仕様書等)を、該当部材に蛍光マーカーなどでマーキングを付したうえで、施工前にメール等にて送付し、了承を得ること。
- ※4 施工開始前日の15:00までに施工開始日・完了予定日・担当者及び緊急連絡先を下記アドレスにメールにて坂戸市へ連絡すること。変更があった場合は再度連絡すること。
- ※5 竣工後、竣工届を提出すること。
- ※6 事故復旧までに保安が必要な場合は復旧者で行うこととし、復旧完了まで別紙様式を現場に掲示すること。また、坂戸市にて事前に保安を行っていた場合は、保安資材を回収の上、坂戸市へ返却すること。
- ※7 復旧工事に際する道路協議書の申請等は、施工者にて可否の判断の上、もれなく行うこと。

(送付先メールアドレス:sakado62@city.sakado.lg.jp)

【主な部材の仕様などについて】

復旧については事故前と同等以上のものを使用することとし、埼玉県「道路設計の手引き(道路編)」(以下、手引き)に準じます(インターネット閲覧可)。なお、販売者に対する公平性確保の観点より、坂戸市にてメーカーの指定・推奨は出来ない為、上記仕様を満たした上で現況に即した物を選定願います。裏面に頻度の高い部材などについて記載しておりますので、ご確認下さい。なお、記載がないものについては別途指示、または協議によるものとします。

坂戸市確認印 ※押印無無効

- ※1 部材資料提出用として押印無の指示書を仮送付する場合があります。
- ※2 指示の確定は押印ありの指示書を交付したタイミングとなります。

復旧対応者受領確認欄 (会社名・担当・連絡先記入)	指示書(押印有)交付時に、受領者に記入をお願いします。
------------------------------	-----------------------------

(参考) 主な使用部材の仕様など

使用頻度の高い部材の参考資料です。

(裏面参考)

- 反射式道路鏡(歩車道境界付属)
下記反射輝度を満たすもの。

観測角(°)	入射角(°)	反射輝度 蛍光橙色
0.2	0	0.3
	10	0.25
	20	0.18
0.5	0	0.2
	10	0.15
	20	0.12
1.5	0	0.03
	10	0.025
	20	0.018

- ガードレール

コンクリート基礎の場合、□40cm×h50cmとし、同形の基礎砕石t=10cmを施工すること。
部材の品質については次の規格を満たすこと。

ビーム(袖含む)	JIS G 3101, JIS G 3454
支柱	JIS G 3444, JIS G 3466
ブラケット	JIS G 3101
ボルトナット	JIS B 1181, JIS B 1181 ※

※ブラケット取り付け用ボルト(ねじの呼びM20)は4.6とし、ビーム接手用及び取り付け用ボルト(ねじの呼びM16)は6.8とする。

- カーブミラー

- ・基礎コンクリート

プレキャスト製□500*H600とし、基礎砕石(RC40)□600×H100を施工すること。ただし、現場状況により当サイズの設定が難しい場合は別途協議する。

- ・鏡体

材質はメタクリル製とする。

- ・支柱

下地亜鉛めっき+静電粉黛塗装とし、反射テープ・注意シール(反射式、H380*B120)、坂戸市のシール及び市指定の管理番号シールを貼ること。管理番号シールについては補修対象と同様の物を貼り付けること。

- 標識支柱などの塗料

JIS K 5621, JIS K 5674を満たすもの。

- 歩車道境界ブロック(縁石)

JIS A 5371 付属書B 境界ブロックを満たすもの。

※使用する部材の色などについては事故前のものと同様とし、紛失などによって不明な場合は近接地調査のうえ、同等の物を使用することとする。なお、事故前の部材が不明で同等品を使用する場合は、類似品の根拠となる写真(周辺調査の写真など)を添付すること。

※上記に記載のないものは別途指示または協議によるものとする。